



2015.1.30
コチ コンサルティング

昨年も中国事業の再編や、個別の労働契約解除のご支援依頼が多々ありましたが、昨年末の12月31日、人力資源社会保障部より《企業人員削減規定（意見公募稿）》が公布され、1月31日まで意見が公募されています。リストラに関わる法規ではありますが、意見公募稿では、企業に未払い賃金や社会保険未納付がある場合、労働契約解除時に清算、補充納付を明確に義務付けています。法定賃金・手当の適正支給、社会保険の適正納付がますます重要になると思われます。本号では、《企業人員削減規定（意見公募稿）》とあわせて、法定社会保険、住宅積立等の法定社会保障の動向についてご報告します。

内容 【人事・労務情報】

- 企業人員削減規定
- 2015年法定社会保険（法定社会保険、住宅積立金）の動向

人事・労務情報

■ 《企業人員削減規定（意見公募稿）》

昨年年末の12月31日に人力資源社会保障部より《企業人員削減規定（意見公募稿）》が公布され、1月31日までの1ヶ月間、意見公募期間とされています。

《企業人員削減規定（意見公募稿）》日本語訳：<http://cochicon.com/2-11-1/>

現行の人員削減にかかわる規定は、労働契約法施行前の1994年11月14日公布、1995年1月1日施行の《企業経済性人員削減（裁減人員）規定》であり、2008年1月1日施行の労働契約法との整合性を図る修正とともに、現法規公布（1994年）以降の労災、社会保障等の政策変化に対応する内容となっています。

● 《企業人員削減規定（意見公募稿）》のポイント

・適用範囲の明確化。（第3条）

労働契約法第41条に適合する場合適用（人員削減規模20名以上、20名以下の場合は企業人員総数の10%以上）。（労働契約法第41条）

・人員削減回避措置の奨励。（第5条）

配置転換研修・技能研修等による職位/職種転換、在職訓練・業務時間短縮・賃金調整（減給）・交替勤務（勤務時間短縮）等による削減人員減少措置の奨励。

・労働契約解除時の義務。（第13条）

経済補償金の支給とあわせ、未払い賃金の金銭清算、未納付社会保険費用の補充納付。

・削減禁止状況の増加。（増加部分）（第14条）

離職前健康診断を実施していない職業病の危険がある作業に従事する従業員。（労働契約法第42条(1)）

職業病認定観察期間の従業員。（労働契約法第42条(2)）

勤続15年以上で法規定年退職まで5年未満の従業員。（労働契約法第42条(5)）

NAVI 職業病認定観察期間は長期に渡ることが多く、観察期間中、企業には賃金支給義務があります。日常人事管理において、入職時健康診断、職業病健康診断の定期実施、精度向上により、職業病の未然防止、早期処置に努めることが必要と思われます。

NAVI 本意見公募稿はリストラにかかわるものですが、労働契約解除時に、勤務期間中の賃金とともに、法定手当（残業代、一人っ子手当、託児所手当、高温手当、暖房手当等）の誤払いがあった場合は、正常支給額の追加払いが強化されることになると考えられます。また法定社会保障費用の誤納付の補充納付義務が強化されることとなります。

従来から、離職時にこれまでの未払い金/誤払い金の清算を求められることが多々発生していましたが、労働者の権利意識が一層高まるものと考えられます。

また、法定賃金、社会保障等の過小払いは、経済賠償の対象となり、地域ごとに賠償率が設定されています。給与の適正支給、社会保険/住宅積立金の適正納付が一層重要な業務となります。

参考：国务院423号《労働保障監査条例》

企業は賃金支給不足があった場合、不足分の50%以上1倍以下の賠償金を支給しなければならない。

賠償対象期間：実証できる期間（無制限）

* 社会保険納付に関わる罰則 : <http://cochicon.com/2-6-1-1-7/>

■ 2015年法定社会保障（法定社会保険、住宅積立金）の動向

中国の社会保険費用の納付比率はOECD加盟173カ国中、総比率：13位/企業負担率：21位/個人負担比率：39位（世界社会保障報告2010-201）と高負担であり議論を呼んでいます。少子高齢化社会に突入することもあり、社会保障費用徴収強化が図られています。

● 社会保険の徴収強化

・ 社会保険監査の状況（上海）

2013年：検査回数3回 検査対象12,000社

2014年： " 4回 " 16,000社

2015年：監査強化予定。重点監査対象；

①小規模（10人以上）+好業績企業

②三険加入者が多い企業 = 外地農村戸籍者が多い企業

③労務派遣従業員が多い企業

* 人事帳簿と財務帳簿の照合を実施

* 《社会保険費申報繳納管理規定》（社会保険費用申請納付管理規定）：<http://cochicon.com/2-6-1-1-8/>

・上海市では、本年4月（体制整備状況次第で7月）から三険（正式名称：非都市戸籍外来人員保険/外地農村戸籍人材対象保険）が上海市都市従業員保険に統合されます。社会保険料増加による人件費の増加が見込まれます。下記は最低賃金の場合の雇用コスト。

対象期間	社会保険種別	月次報酬総額 (グロス)	社会保険 基数	個人負担			手取給与 (ネット)	企業負担		雇用 コスト
				社会保険	住宅積立	所得税		社会保険	住宅積立	
2014年7月 分給与	都市従業員社会保険	2,298	3,022	317.3	160.9	0	1,820	1057.6	160.9	3,516
	三険	2,225	2,770	249.3	155.8	0	1,820	761.7	155.8	3,143

● 住宅積立：農村戸籍者の強制積立正式公布（全国）

昨年10月の都市・農村住宅建設部、財政部、人民銀行の連名による《住宅積立金（住房公積金）個人住宅貸付業務の発展に関する通知》において、住宅積立金の積立促進、利用促進が図られています。本年は長年議論されてきた、農村戸籍従業員の住宅積立金の強制化が正式に公布される見込みです。農民戸籍従業員の雇用が多い企業ではコスト増要因と懸念されます。

* 法定住宅積立金：[参考リンク](#) * 農村戸籍者の住宅積立金：[参考リンク](#)

NAVI 現在、上海市では2月末まで社会保険状況届出（申報）が実施されており、8月以降、届出にあわせてスポット検査が実施されます。規定に基づいた金額の届出を行わなかった場合、先月納付額の110%が納付額とされ、納付ミスがあった場合は、補充納付を指導されます。この制度は現在地域制度ですが、社会保険料徴収強化政策により、全国に広がるものとみられています。